

事 務 連 絡

平成29年3月10日

各介護保険施設・介護サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部

介護保険課長 中山 浩子

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの
指針について」の一部改正について

平素より本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成29年3月7日付 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」の一部改正について」が厚生労働省より発出されましたのでお知らせします。

福祉サービスを提供する経営者が自ら苦情解決に積極的に取り組む際の参考として、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日付通知）を定めているところでありますが、別紙のとおり改正され、平成29年4月1日より適用となります。

つきましては、引き続き指針をご活用いただきますようお願いいたします。

<問合せ先>

北九州市保健福祉局介護保険課
事業者支援係 山家、江口

TEL : 093-582-2771